

## ○大阪市立大学学術情報総合センター利用規程

平成18年4月1日

規程第55号

最近改正 平成29年4月24日規程第94号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立大学学術情報総合センター（以下「センター」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用施設)

第2条 センターの利用に供する施設は、別表のとおりとする。

2 前項の施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、センター所長（以下「所長」という。）は、時宜により変更し、施設によって別の定めをすることができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は次のとおりとする。ただし、所長は、時宜により変更し、施設によって別の定めをすることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) その他所長が必要と認めた日

(図書利用等)

第5条 センターにおける図書及びその他の資料の利用について必要な事項は、別に定める。

2 センターにおける研究教育用情報処理システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(利用者)

第6条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。ただし、所長は、施設によって異なる範囲での定めをすることができる。

- (1) 本学の教員、職員、学部学生及び大学院学生
- (2) 本学に在職した旧教職員、本学の客員研究員、非常勤講師、研修生その他前号に規定した者に準ずる者
- (3) その他本学の研究、教育に支障のない範囲で所長が特に認めた者

(利用者カードの交付)

第7条 前条第1号に掲げる利用者には、利用者カードを交付する。

2 前条第2号及び第3号に掲げる利用者には、所定の手続を経て利用者カードを交付する。

3 交付の手続きは、所長が定める。

(利用者カードの取扱い)

第8条 利用者カードは、他人に使用させてはならない。

2 利用者カードを紛失したときは、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 センターの利用者は、建物、附属設備及び備品の保全に留意し、所長の指示する事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者がその責に帰すべき事由により、センターの建物、設備、備品等を損傷若しくは滅失させたとき、又は前条に定める所長の指示に反してセンターに損害を与えたときは、その損害を賠償させることがある。

(センターの利用停止)

第11条 所長は、次の者に対し、1月以内の期間、センターの利用を停止することができる。

- (1) 前条までの規定に違反した者
- (2) その他センターの運営に支障を生じさせた者

(センターの利用禁止)

第12条 所長は、次の者に対し、センター運営委員会の議を経て、センターの利用を禁止することができる。

- (1) 前条に定める利用停止期間内になおこの規程を守らない者
- (2) 第10条に定める賠償に応じない者
- (3) その他センターの運営に重大な支障を生じさせた者

(分館の利用)

第13条 医学分館の利用について必要な事項は、別に定める。

(施行の細則)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、所長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月19日規程第98号）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規程第29号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規程第38号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月24日規程第94号）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

階（ゾーン名）	施設名・室名
1階（文化交流ゾーン）	自由学習コーナー、談話・ビジュアルコーナー、展示コーナー、文化交流室、カフェテリア
2階（レファレンスゾーン）	参考図書コーナー、OPACコーナー、ブラウジングコーナー、情報検索コーナー、点字図書室、対面朗読室、一般閲覧室
3・4階（図書閲覧ゾーン）	開架閲覧室、一般閲覧室、自由閲覧室、グループ学習室、休憩コーナー
5階（マルチメディアゾーン）	ラーニングコモンズ、グループ視聴室、AVホール、情報教育PCルーム、制作・機材室、AV資料視聴ルーム、語学学習ルーム、グループ学習室
6階（事務管理ゾーン）	大学史資料室、恒藤記念室、アカデミックコモンズ
7階（研究・閲覧ゾーン）	利用書庫、文庫書庫、研究者閲覧室、休憩ラウンジ
8階（特殊資料ゾーン）	特殊資料書庫、新聞保管庫
9階（情報処理センターゾーン）	入出力室、情報教育実習室、グループ研究室
10階（研究交流ゾーン）	会議室、特別会議室、研究者交流室
B1階（雑誌センターゾーン）	雑誌閲覧室、雑誌利用書庫、コピー室
B2・3階（デポジットゾーン）	閲覧個室、研究者閲覧室、一般集密書庫、雑

